

「中世盛期における領邦君主の文書と文書局」についてのコメント

有光秀行

別途掲載されている報告者自身の原稿に詳細は譲るとして、まず簡単に、当日のそれぞれの報告内容をまとめておく。

大浜報告「12～13世紀におけるポンテュー伯の文書と文書局 ―伯の統治に関して―」は、まず当該期の現存する伯文書について、その全体の類型・内容を分析し、ついで伯の文書局自体が作成した文書を選別した上で、それらの文書形式上の特徴および変遷をあとづけた。さらに、伯文書局構成員について、その名前・肩書き・職務などについてわかる情報を可能な限りひろいあげて分析した。12世紀末から13世紀前半という時期に、文書局の活動は安定化・制度化し書式も定着していくこと、伯の家政出身者、役人が文書行政にもあたっており、統治への意欲などが文書形式等から読み取れること、が結論された。

青山報告「11～12世紀フランドル伯証書の伝来状況」は、報告者自身によるこれまでのフランドル伯文書局研究に史料学的手続き・考察が欠如していたとの反省の上に立ち、まずは証書の伝来状況について、その数・受給者の種類・伝来媒体(例・カルチュレール)・文書館への収蔵状況などを、通時的また共時的に分析した。ついで、伝来過程における証人リストの改変例(省略など)への着目とその理由の考察の後、第三の着目点として、「カンケラリウス」を名乗った役人とそうでない役人の存在が取り上げられた。そこでは「カンケラリウス」役の位置や、彼があらわれる文書の諸特徴が指摘された。今後の展望の中では、まず受給者である教会・修道院の存在や、後代のベルギー・フランスの文書館史なども十分視野に入れて、伯の文書を考察すべき必要性や、とくに文書局自体の全体像に迫る上で、その構成員の背景を、例えば地域性など多面的に考察することの可能性、さらに主要なカルチュレールや受給者などに対象を絞って史料論的考察を深める可能性などが説かれた。(なお青山報告については、本研究会の代表者である岡崎敦氏のご厚意で、本報告書に掲載される「11～12世紀フランドル伯文書の伝来状況」の原稿を拝読した。その註で断られているように、青山氏の原稿は、上にまとめた当日の報告内容そのままではない。当日述べられながら、そこで文字化されていない論点もあるので、今後の成果発表に期待したいと思う。)

すでに研究会が終了して半年、コメント執筆を引き受けてからも数ヶ月が経過してしまい、当日配布された資料を手がかりにしながらまとめてみたが、思わぬ思い違いの紛れ込んでいることをおそれている。細部に関する記憶には薄れてしまったものも多いが、作業の中で改めて印象深く感じているのは、両氏の高度な研究内容である。ポントゥー伯文書の文書類型・文書形式にかんする手堅く緻密な史料論的分析を披露した大浜氏、またコンピュータによるグラフ・表作成能力を駆使して、A4で35枚もの資料を準備し、史料分析の可能性を執拗に追い求めた青山氏。(暫定的)結論や、また今後の方向性として示されたものもそれぞれ首肯できるものであり、学界においては「若手」に属する両氏の研究水準の高さは、同様の史料をかねてから細々と分析してきた筆者の目から見てまばゆさを放っており、個人的に反省を迫られた点も多い。

ついで、その反省点について少し述べる。筆者がこれまでおこなってきた研究の一つに、「ネイション・アドレス」の分析がある。これはたとえば「フランス人」や「イングランド人」「スコット人」「ウェイルズ人」などへの挨拶が、ブリテン諸島を中心にして、証書冒頭部、*inscriptio*に如何にあらわれるか、またそのあらわれ方の理由は何かを考えるものである。(ちなみにこれまで、「racial

address'考」(『海南史学』34、1996年8月)や「Nation address in the charters of Scottish kings」(『熊本大学教育学部紀要』人文科学、51、2002年)、「「ネーション=アドレス」再考」(國方敬司・直江真一編『史料が語る中世ヨーロッパ』、刀水書房、2004年)、「Migration and assimilation seen from the 'nation-address' in post-1066 Britain」(in D. Bates and K. Kondo (eds.), *Migration and Identity in British History: Proceedings of the Fifth Anglo-Japanese Conference of Historians*, Tokyo, 2006)、「ネーション・アドレス論の最終構築」(平成19～20年度科学研究費補助金(基盤研究(C)研究代表者・有光秀行)研究成果報告書、2009年)に成果を発表してきた。)作業をすすめるうちに、これは一種の悉皆調査の様相を帯びてきた。一方、例えば書記の同定および彼が「ネーション・アドレス」を書く頻度のような、史料の生成の問題をまったく無視してきたわけではないものの、この7月研究会における両氏の発表で展開されたような精緻な史料論的腑分けが欠けていることは認めざるを得ない。たとえば、「ネーション・アドレス」を持つ文書がオリジナルで現存するのか、カーチュラリー中でなのか、後者の場合それがいつ何処で編纂されたものなのか、は、「ネーション・アドレス」のもつ意味を考察する上で検討に値する問題であると思われる。

他方、上記のような悉皆調査をしていると、文書類型や文書形式の伝播という問題に思いをはせないわけにはおれない。ノルマン・コンクエスト以後におけるイングランド国王の writ-charter の冒頭部は、同時代の教皇庁文書のそれと多いに類似しているものが多く、後者の前者への直接的もしくは間接的影響を想定せざるをえない。一方「ネーション・アドレス」そのものはおそらく、イングランド国王の writ-charter 独自のものといえ、そして証書の使用そのものとあわせて、彼の支配下の聖俗諸侯や、いわゆる「ケルト的周縁」の王侯に広まっていった面があるものと思われる。これは当然ながら、単にモデルと模倣の問題ではなく、支配や権力のありかたとも関わってくる重要な論点となろう。

D. Bates は、近年のブリテン諸島およびアイルランドにおける文書研究の現状と課題をまとめた論文'Charters and Historians of Britain and Ireland'(in Marie Therese Flanagan and Judith A. Green (eds.), *Charters and Charter Scholarship in Britain and Ireland*, Palgrave Macmillan, 2005)中で、「われわれが、われわれ自身の世界(複数形)の外を見なくてはならない」という F. M. Maitland の思いは「根本的重要性を持つ」ものとし、ノルマンディの文書に関する研究が大いに進行している中、今はまさに、実りある比較作業の好機なのだと説いている。そこでは、12・13世紀の西洋においてますます規範となっていく権力や文化のかたちへの同化として、ブリテン諸島やアイルランドにおける12世紀以降の証書の急増という現象をとらえることの必要性が述べられる一方、伝播される文書形式学的基本母体が、地域地域の状況で個性を帯びるのであり、その地域の影響力を同定することも重要だ、と指摘される。(この流れで指摘されているのは、令状 writ が12世紀前半のノルマンディ公領では文書形式上の影響力をほとんど持たず、ノルマンディ公の文書の世界の外では、北フランスのたいがいの地域と同様、ノルマンディは notitiae、conventiones、カイログラフに、ときおりディプロマが用いられる地とのことで、これ自身はイングランド自体の文書を考え直す上でもたいへん興味深いことである。「領邦君主の文書と文書局」というテーマからは少し外れてしまうものの、それは、これらの型の文書が1090年頃からイングランドでも多く見られるようになるからである。Idem, *Re-ordering the Past and Negotiating the Present in Stenton's First Century*, The University of Reading, 2000.) (脱線のついでにもう一点。Bates の上掲論文は、ブリテン諸島やアイルランドにおいては大陸におけるような文書の類型に関する理論的研究が欠けていることを指摘したり(この点は昨年度報告書72・73頁の、森さんの指摘とも合致する)、文書が「発給された issued」という表現の可否を問うたり、「国王の clerici と受益者の scriptoria のバリアを取り払うことで、国王文書をネゴシエーションの産物と見ることが可能になる」(p. 8)と述べるなど、大いに示唆に富む。)

筆者が述べたかったのは要するに、それぞれの伯領において展開された緻密な分析を、より広いコンテキストの中で比較史的にさらに展開して考察を深めていく可能性があるのではないかということなのだが、もちろんこれは望蜀の嘆であり、むしろ比較のための確かな足がかりが両氏の報告で提示されたことを多とすべきである。